忠齋漫録

上巻

僧5
728
1

僧 523 1-2

新齋中邨先生著

思齋漫録

全部 二巻

古聖書ハ人を教ゆる世の人々乃ちゝき云ふ所を古ひつゝ古ふるを人こゝろ
なゝハ人ゝの志をたうとぶ故ゆゑに人を
かゝ人に階梯となせる義訓のこゝろ
はふ心をすぐさしめに面白き書なり

京都書肆 畤轉堂發兌

大吉 大吉 宗教研究所図書

思齋漫録序

先賢ゆゑ学ぶ所以学為人也といへ
ゝ古径ゆ雨芳洲先生を學問といふハよ
ゝ人ゝなりなきと於ゝ稽古ゝ
ゝる也ゝ其是ゆ上ゝ
稽古乃仕ゝ古ゝ古ゝ古訓を学びて
聖賢の義を法ひ又ハ師友ゆ言行ゆ効ひ書
冊の上ゆゝ古ゝ古ゝ古ゝ夢ゆゝさゝ
子ゆ稽古ゝ古ゝまづ先ゝ世乃人ゆ嘉言善

行をきて、其ゆゑ感じく志をおこし、必
ず人となりゝんとすれども、なほ人となふ
べき、手ちかき稽古なるべし。徒遠く唐土抔
いふ人を求ぬぎとも、吾
邦にくも、をれ世乃ゑ行ひの稽古の師と
なすべきものゝまさあり、ものまなび閑しも、亦
をく形ゝ況そ水が中、をでふ書冊を栽さ
故ハ、ゑ書冊をうゝて知べし、そゞ此篇ハ、詠
ゐれ人有ゑ多ゐ、ゆさゝ形ゝ況ひ抔

ゐるゝ、ゑゝゐよりまし先、ゐれ人となるべき、
稽古抔階梯とかなんと、ゐれ祢ぶのゝをし
人く、其志ぶに杉るなば、良師よ抔たく
学びまゝハゝづゝ心力と配し、経史とゐくゐゝ
て、天下後世ゑ益あり、百世乃師ともなるべきゐハ
多ぐゑ人抔、志と稽古ふゐゝと知べし、ゐくく
ハ、ゑゝをゝく、かくゐゝせゐれ、已ゐ考婆んを
ゝぐくゝ、ゝぶゐゐよ抔書と抔ぐゐぬゐゝこ
くも、賢を見て齊しゝんをと杉ゑ心を

とゝく、田齋源孫也、名づけ名をのすゝし、

改元 天保元 文政庚寅弘月九日

平安　中村弘毅序

凡俗

一六社編述の誠実すして虚言なる紀人乃物ごゝろをの拙く古ゝ有うるる事まあら沢あるこの萬ゝ一を人のいつくまを信じとく余ゝうゝきしるゆゝを、主人ゝ河ゝ

ゆふあゝずけれどゝを、主ゝゝられし人乃名を惜ゝ有ある人、まゝる某ゆゝ志ゝ

作ゝ、

一主の語を学ぶまづ学ぶ忘ゝ俗ふゝゝ

よ、ものあらまほしを記録し、たゞびたゞびて、
この篇をなせし故、年紀次序なく、新奇繽
紛あるべし、
一をき世乃嘉言行、世ゑまほしを主とし、童
子ならしめ、これをもつて人の志をたこ
し、道を学ぶ地となさんとこゝ祝ぶよりの、
序文ならしく、市ゑのうちゆく、詳しく
すれとも、もつて志ゑる拙文なるの、
一大乃篇ゑのゑるゑハ、ゑ紀てとだゑ紀約のこゑ

くゑゑしゑゑべきゑ、竊ゑ拙きをのれが おゑをへ
ゑるゑと加へゑるハ、実ふ吾用乃他是なれば、
加孔老婆心の為ゑべく、苛を献ずる忠
忠なるとあゑれ免、

凡例終

思齋漫録上巻

○木村惕斎先生八京師の人なり、幼より学を好、程朱を崇信し、舊行社稷傷る市井のさえぎり紀をいとひ、西郊より侯すく学ぶ所を研究し、玄文地理、音律おもむくこころ、しるるの、所の所をき尖を失しるるよと、ふし惕斎乃京風下るし、釈蔵門人なるきくをもちいまるして、忽風をうる、風上となる

つゝ、今も如情のうゝ人をすゝめ、寂心と名あん
じ、お賀すれば、恢言の引つくうゝ引る美色
しるべ、人くあゝ、をねとふゝ、をゝ大ぶと
社人く、今まぐ風上るとく心と名んじ油断の
所ふるに風のるゝ引ば、花ちまちうゝ
ちく、はぐ閑事し、搭布を失ゝるべゝと、拾ひひや
りてうゝ引るゝりとゝらゝ引ふゝ、あつまゝる
人く感じく、いそぎ火をふゝやり、防ぎさ
すけゝ、ゝ人うゝ引ゝ、

○佐藤直方先生、江戸八町堀に住し時、貧く
窮ゝりゝたゝ、ふゝと、清貧として、ま
すく学に切磋を、弟子ゝ、会津侯乃家老
某、貧をすくんゝ、金百両をとらんと
拾ひ、懐ゝゆさて、をゝのゝ乃ゝ、辞宅
貧、清貧ふ安んじ、角ぐ学をこゝ、をとゝ、除
念の紀ありを法をゝく、ゝく感悔し、金をゝぐ
しくとらんと、江出ざさゝもなく、帰しく
帰りぬ、他日まゝく乃ごくゝゝ、三度ゝ及

かゝるとき、仙門憶くいひ出でゝ、こゝ清るよゝ
ゝゝと山濤閑斎先生こゝにて、ゝゝひ百度
耳及かゝもいひ出る故ハあるまじといふれしと、素
乃話、おく言志掾ゝゝむべし、
○奥州仁会氏ハ京士、男子を養ハ必その
年よりして、毎〻金百千とゝ、利息をゝ
けく領ゝを、言子十五歳ゝなるゝ、その元
利の金を、ゝゝず返ゝく、澄ゝ豆を買しむ
る京法ゝりと、ある人ゝゝる、ゝよも若ゝ家と

ゝ、武ゝのまゝけ奥西うゝく、文事もさゝし、
ゝりひゝゝゝく誠しゝ伝ゝ、
○ゝる傷者ゝ話ゝ、唐津乃城ゝし紙乃壕ゝ、
妖怪ゝゝくゝゝゝゝあゝゝの、家をゝしなひ、仰ざ
ゝゝりのなけまバ、ゝゝうゝちいうゝとゝ知るゝ、
土井侯唐津ゝいまゝせし時、三宅尚斎先生の言葉
味地義を清とゝる人を、傷ゝりゝゝれてつゝ
ゝゝ、この妖乃ゝゝゝとゝゝゝゝく天侯乃
ゝゝ清ゝ城ゝ壕ゝ、妖怪とゝゝゝゝ、

深く恥つゝるものとく、ある夜毎に一人の壕
こゝろてゝうふぐのもの人家をく毎ぐらかし
より妖怪ありをまこく、行こ人をなく、白昼
かれどもいとりのすぐれ面の味地をかゝ
とたちまちこゝろ、忽壕中より妖怪ゆ
ちれば、面乃色蒼ゝ、眼大に光人と
射こうちゝく大なる於義を乗をふこと
て水上に毎、義を傳必ゝを打そ出ず、そ乃
まゝ端坐し、眼をとゝ見こうく相對し、数

刻をうつすふの妖怪、氷乃日ゝ消くるごと
く、漸くこゝえく法ひよ跡うくなる如、それを
後を妖怪ゝ消るゝ、こゝうくるのしとるの嗚呼、
ちゝ形ゝとこゝまふを乃学者といべ形こゝ形
ゝふべき人なゝずや、

○芝林新七とゝる八浅見絅斎先生に学業
こゝ、こを名ゝ、幼こゝく父をうしなひ、母こく
ゝ毎逢坂ゝすこ、至こく貧窮なるゝ、母こ
く安んじく、孝子を養育し、京にある絅斎

先生を師とし、日でゝ逢坂のゆきさうのゝ
て学しむ、年乃ゝしに、先生よ業者を賀ゝる
ゝ先、貧さゆゑ麻上下をかゝの、さやてゝや
ゝ、ある日ゝ、師京煤ゝゝ来ゝ、大よ低ゝ
ゝゝれば、先生乃命ゝゝ、ゝるゆふ役やゝきて、
上下ゆゝしゆづきたるゝと、毋ゝゝ、ゝゝゝ先しゝよ、
ゝゝゝを告ゝれば、毋ゆゝく、師ゝ相はせゝゝ、
るゝを法ゝ先しゝ故のゝすゝゝば、角ひゝ故ゆゝ
を換ずゝゝ、郷情むゝゝるゝゝゝざれば、と

ゞむゝゝゆゝなゝゝこの後ゝゝゝを、よゝゝ師よ
つゝゝく、おゝゝを効学ゝを、ゝゝるゆちゝゝずまゝ
ゝく学問よ勉励すゝゝゝ、ゝゝらもゝゝとそ、
ゝゝ平生ゝゝゝ蓋海乃正ゝ先、推ゝ知ゝゝ、されば
義林氏、学徳世ゝ名ゝゝ八乃毋ゝゝく、この
子ゝゝゝとゝふゝゝゝゝゝゝゝゝの人乃
ゝゝゝれゝゝ、
○亡友某乃活系、窮楽ゝゝゝ八書ゝもよ
くゝゝく名ゝゝき人ゝ、姫川ゝれ乃所よ住ゝ

とにて、母ものを病てふと、客者のもとへ、次乃間ちかく、窮楽とりのごとりする、おりふし、暮あ
く、城川の水あちまちまし、漲つて落つるを、
聞くゝ、ゆゝしくもと、老母ちかく、窮楽をとび、何
の音なりやとふ、窮楽、初んご知不、ちかくと
述べく、水音なるものをとふ、母さて、八ちかくなる
しるしうちうづく、窮楽席をうつて、居もな
く、母窮楽をとふ、あとかたづくたぐちゆく、あ乃
ぢふぐとふ、何の音なりやとふ、窮楽つく

んぐ、ひきハ城川の水はしく、漲つて落る音ちかく
ひとゝ、ちぐ色ゆゝしくぐ、ちかくハ、母笑くちかく
うるかやといつるぞ、ちかうるく、あに臥をふ、まち
窮楽をとふ、孝乃ちてゆくよ、母とふこ
と同ぐくうゝをまちくはぐ、先のごとし、窮楽
きくく、なぐく数度同じるをなしゝ、さあふぞさ
きゝ、ちゝくゝぐとふ、切ちまぬといつるを、
窮楽うちうちふゝ、ぐちゝをぬず、母老く
病ちうさに、御毫やゝ、ちゝ、角で今同

しるすことは書ふ〻ゑ岡もしるしたれ
ども〻ゑ〻ふんつ〻くしるすべに、こゝろもけだかく
勇ましんつゝくこゝろ人やとひひるゆゑ、やあも大よ
感賞せ〻ゆゑ〻らる、況、窮楽のゆゑ八時人情
よの所〻のこゝろとゝく、主人乃孝ゆるのこゝろず
んぐゝ凡ゆゝるゝとゆるゆゑ、亡友のゝ〻ゆし
一ゆゑ八子ゝゆるの老ゝゆ和よつゝふゆるゆ、主志あ
らばゝゝぐゝ不孝のゆゑあゝんやゝゝ孝子なる友、
時人情のやゝゆし〻ゝぐゝまゝ考ゆるを云〻ゆし

〻〻八天乃報意ゆ〻〻〻〻ぐとゝいふべし〻、
○況のゝゝふゝふゝ文法の大恒ゆ、ゆ〻しまや素と
いふゝの子、初ゝゆ屋張名護屋、伊東の店ゆ
奉奴なゆ〻〻年老ぐゝゆ隠ひ隠ゝゆ立〻ゆし、ゆ
代ゆ列ゝゆゆ〻〻に、同〻〻ゆ代の中十六人ゆあつく
交ゆ、ゝゝゆ酒色ゆ沈弱〻ゆゆ〻人ゆ
金銀多〻引おひやゝゆ事あゝゆし、十七人一
同ゆ義張ゝゆひゆ〻、永住いゝ海と考〻〻逐
ぐゝゆに、十六人のものゝ、うゝあゝんと、うゝく

おもひしるなるべしはたゝ奏聞して御うの
うるおゝるゝく出去しに、やゝまゝ一人八蓋
乃はたらるるでゝ、おのゝまでの過失を悔て大に
嘆き、蓋恐て祈ぐ私ゝ八、私る幼年より色
しつゝゝ水法用ゝるものゝ、ゝ久ゝ出家
前ゝ、ゝゝゝ、法恩ゝゝゝ海なと
浅し、ゝゝ、ゝ色を迷ひゝ、法恩をと
ゝゝ、ゝ公と為ゝ、あまさへ法うゝゝを引負
しゝゝ、ゝゝ大るゝ罪ゝいかなる重き法

ゝゝひもゝべきゝ、なゝを法懺ゝゝ、ゝゝ永の
山服ゝゝゝゝゝ、いゝゝび生をう、奉公ゝゝ
しゝゝ、法恩を報じ、初八あるまじゝく、終に、永く
迷いゝ法身ゝゝゝく、再び出家ゝゝ入るゝざる
るひゝゝゝ八法恩を報じるべゝゝゝゝゝ、たゝえ
生涯ふ忠乃罪ゝ沉ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
なんゝゝく、悲歎ゝ上つゝゝゝゝゝ、此上乃罪ゝ八、伽
やゝゝ今日ゝゝゝく、言ゝ奴ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝく、御免ゝく、言ゝ奴の中ゝゝ精勤しゝ、決ゝく私ゝ

いとまごひ勧方男ともうひなバ隠くと
法取立やうべくいよく身をくづれかをてく
ゝ死生涯ゝ引負乃人ゝ紹介ひとるゝ
ずいとゝ珍先く法を君の出家をすさ義な
ごゝとゝ年公毛頭私ゝ思くゝく初年ゝの尊く被
ゝとゝ法恩乃義分の一を報じまゝくゝ法ゝ
この上乃法儀懇ゝ実ゝゝ分ゝ出ゝゝく
法ゝ上行ゝ死年ゝゝとゝれくいひのべ涙ゝ
むやびゝ小ゝ番頭ゝとゝ大ゝ感ゝ和りよなゝ

ごとれとゝ頭をあふ敬ゝれバゝく中ゝくゝを人ふ
番くいひ上ゝゝたゝをゝ感賞ゝたゝび
まれゝゝのなゝ頭乃ごくゝゝゝいゝよ
ゝを、ゝゝと供ゝゝれバ大ゝゝゝゝび謝ゝゝ
ゝゝゝ童奴ゝゝゝ役ゝ高ゝく法ゝむ初年
のゝゝ死ゝゝゝゝゝゝ小ゝのゝ無ゝゝ行在ゝゝゝ
多ゝく表ハ行ゝゝうゝちゝくゝ家ゝゝ無ゝゝに死ゝ
ハゝのゝ行ゝゝ法ゝゝむゝ死ゝゝゝハゝゝゝ同じ童奴
乃法をたすけゝく主学ゝゝゝゝ弥初年乃

このをあれどもず、主人倍傳ぎよ代蒙取り
はらるる、実ふ初めの乃至奴のごとくしく、
をうも主つず、寸法るもゆぐんうく勧け
給ば番頭威じく主人ふ告、隠あげ用ひつ
かるものごくを代りれくるふまずく
精勤し、又うく信をちり、給銀は内うひうる
るよハいうう用ひ、主除ハ蔵取ようへ納めて、
引負乃償とうすうるものをへく、引負
乃金銀償ひ弥のぬ主人をうぐ免、店中蒙

うく、賞蒙嘉猶ぎるなし、又才智ひうく仰
るも主任りて人なる友ほぐうく主うるを代
ふひげ用ひ任つさるよ什物をうひ人伴東
柱石のうくいとううく栄人りるや大垣乃士某
うううれ、あく古乃人南京はけいの師と十べ
し、世のを代のううあるりの性るをうくまさ
古乃出を漢なば忽感悟し、人平を悔て改免
ぐる人ううぐんや、
○所桐石州君ち、茶湯の式を考うくはのを

一流乃祖ゆゑ代々茶器等を隆宗たるものなりしるべし江戸へ下りまゐり時旅装より
て源氏とりゐまゐ上人と命じ奉あるものなりしゆゑ
ふ可き古くよりの唐物なれば金数
万ふりつく叫ひ名人といへ共まゐ上ゆゑ
うれ共さもうのりのとも申候ものなれ共
つゐに不浄のものなれば
ちし上べし價ひくるゆゑ辞しなるよ

しゆせしうど金ひきそ多くゆゑ茶器を
ゑれ即命じ奉ごとくこぢんよおくぶうめくまゐ
法志ハさるゆゑ上ゆゑ大ゆ奉れあるれしゆ
候笑く此茶器を少くしくさ唐物なれば
目付さるものゆつけるバやぐく買ゆゑ水屋衆
ゆまくハ相意乃ものゆゆゆゆゆゆべし叫ふ浄
乃ものとハ土ずしく高價ゆりもるもの
るべし茶稽しれるのバくやゆゆりと
付さまつるとおる人ゆゆゆゆ掠ぶるゆとそ

菓人はうるを買とたのゝ、まゝ價りゝ買と
ゝいうまれるゝ用ひゝるものゝを知ゝ珍義
を流しゝゝ人ゝ誇りの多ゝい中にんゝる
ゝ、侯乃見識と地のゝゝびをとゝべゝ、
○安永中大和大路に除み菓るあさゝ中の母
嬰乃中まひゝゝを、ゝまゝるゝ和ゝゝ孝ゝゝ、
ゝゝ病ゝ病ゝゝゝず、醫療ゝゝをゝゝゝしゝ、
効治るければ大ゝゝまゝゝ、清水ゝ祈ゝ禱
ゝゝゝゝまゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

らゝ、ゝ僧侶ゝゝ、清水寺祈ゝゝゝゝゝゝ、ゝる
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
身を捨ゝ、命をゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
の八ゝゝ身恙ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ死ゝるゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
男ひゝん、母ゝゝ命ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

野傷うて、うれど人事をえずなつてくくふ
きふを、はてゝゝゝ左合人〳〵、あをさをもはりて
をひあをく、をの中まこのをを知まる人はり
くいをだ菓子屋よりゆをうくと若母さをも
ひつて、大り者をさうすゝ、行りをだたりくを
をいぐ、赤肉乃をのぐをと持りをくいをだはあ
ちをゆをく、赤るをもう人来ルと家といつ、
赤肉も大り周章し、進く人ををやりをまま
ぐをく、母乃あるの人のをちしはちをんは

うぞ、母も我るのをはをうふく除念す、をぐ
ちをうのるをとをすけうるしよ、家と多しうふ
るの、帰やつる、母のををとるづめる者に、母ら病
らび立て出〳〵とをくを大を者ルいり病ハ金
をるへるやいつるよぞ、母もをぐ先をくふつた家
内のをのも、今ちれを知くはくあをルをろぶを
るは孝心ふをさよりら、記音乃わぐをとをのひ、
うく母ハ本潜し、るを慈るるるりをく、母
ハ涙をなぐをく感者し、るはをるをびハつふも

ばるるのみにて、行る人うたがふ、嗚呼、大士のうるわ
ハ家が知ざる所ろれば、此孝を至孝感應乃道の
極べうずいとうとく賞らるにあたるべし、
つふべし、

○己巳のとし、津乃國昆陽村より、京に来
て医と学ぶる人弟子、昆陽村の農、名を宗
といふ、りの一子、中松幼ちの父母を養ふ志
孝なり、六歳にして二十巻よむ、書をむ
うずるに書とする女乃、父母ふ病なるばる

るもあるむうと、孝心ふかるに、行るな
るとれど、父母なる人くのをもれと、かの
事ふかつけ〳〵うけ引と、全体孝心
を知べし、六歳にして、全所を知さ
まるこ、左手きうを大に威じ多まひ
て褒賞あり、采三十俵を賜ひ、父母ふ、年
ごとに扶持米を下し給ふ、
命ぜられしとかるる、由松をりの学びせ
しへふあるべ、りとる人るるの、

うくしそなるべきなれば、法の感動無窮
なるべき、学者尤慎まざるべからざるべ
きかな、

○下立賣堀川、下る某なる人、名を
たのもて、好人物なり、人倫相応しと
いへども、其人祖父乃母を継母なりしが、
祖父年十七歳のとき、父病死せり、継母い
まだ弱年なれども、厳父なれば大なる不幸な
れども、代々家業にまもり、母な

小ばかりなれども、海と称し、姑を侮り、妹を虐
ちまち母捨ぐちなるべきいとふべきの用をなさず、た
ゝ子父育放蕩なるの多せば、母なるものまたて
の義和をなげくべし、乃ち夫への義
なりてすべきを知はなるべし、信者と称して、
ちなみに託して、毎日家をぐるひて、朝夕まで乃間、
その家を左せざる学ぶべし、宅をこれば家業を勤
させ、又ときに懲めて、母のごとく、祖父去
小ばかりなれども、すべからく知人と

なりさち、ふ業を精し、法ニ義とを述
そへ、家業をとゝやゝ、母ニつゝかりを孝ニ、異
母弟と友ちゝ接やうとゝ、ものがてにたりのも今ゝ家
令信のうゝ以て、ものの女人の紡るものやけをし、
嗚呼ニ子母、女ニまれる人ゝ、実ふ賢女と云
べし、祖父をもゝ生業ニ、学をはゝ、孝弟
ゝゝ家業をけう、信者と法ニ信へられ、か
乃信者もゝゝをらの、ゝ和ニ、ゝるあま
をひのゝをゝ子栽乃美徳ゝ、

○癸丙のゝ、一友人ゝ、ハ、敲山探影
信正某と、ゝ八十信崇、りを大法乃信な
ゝ、ゝ仏ニ百ゝ、ゝ宗衣乃信正ゝ、衣を
狠も、破を損ゝ、ゝ家ハ風ゝ、ゝ
を足りゝ、長物玩ゝ、信ゝ
ゝつゝ乃ゝゝ、ゝを懐ゝ
ふハ弟妹とゝ、ゝ、京ゝ出ゝ、
寺院の氏を人ニ、必撞ゝ、供人ゝ
ゝゝ出る信なれ、いつゝも人ニハ免

〜と云、さもひちんに絹とりてくるを、
ゑらしめらるゝハ、雑俵及僕、各一人とゞ〜、
流行〜く往来せるに、ある日、とのゝ小の俵を
持〜ふくゝり雪いふぬり、こをしく、山
路乃銀紙をりをしを持ゝ、俵正を日
ゝ、京ゝ出のふべ来ゝこゞ〜たるゝ行ゝく、とのれ
ゝ謝〜く出ゝるゝ小ふ〜ゝを必嘗〜く出のふな
らむとやゝに、俵正うゝ〜おゝく、いゝを
よゝふゝ山路乃雪ゝ行く人の苦労を

〜さりゝるゝ、いうで持ゝ〜ゝ〜を安く
行〜くゝるゝ小忍ゞん中〜く、いゝものゞく人是
ゝ孫ゝるゝ〜ゝ往ゝを京小中さゝ為ひし
ゝるゝ、あゝ乃人〜ゝまゝの出ゝく、俵中
孫大賢人とゝふべゝ礼、
○ゝ小ゝを癸酉孫ゝ〜、ある人ゝ少俵ハ今
ゝゝ凡二十除ゝゞゝ、ゝ小ゝ、江戸湯島四丁目
小ゝ先ゝ紙ゝゞゝ、ゝゝゝ来と云ゝ癸亥乃
男子、九家ゝなゝゝゝが人ゝひのゝゝ孫ゝ奥

ゑとりしよゆく先にて、おちさる紙ぶくろをば、
必ひろはく陰に入て毎日うくのごとし、人うひ
ものしさく郡にて紀を氏のくげうひなしば、
ゑをひとりくまくもるばちぞうろびゆくん
とおもひ、あいめいとちふ、又この子ゆでの食す
もふふびく ふも旅やどりとよ病ふうとうおく
ず父母をおもしつよふいつるハ人ごゝ孫ゆ母ハいふ
ふくおくとやうん堂、家分おもすハなげか
ぞくたぐ父母をおもひてゆるを涙をおとし、

あるハこひまちひとく、主ゑ陸人を感動す、
ちとが悪人ゑる人うひを、数日主ゑ孝おんを
見きくよにけく大ひ感悔し、その釈の生
涯ふ孝ゑるものゝ孤をおもひ涙を流く悲か
げさをおもくく、ものまぐうづう学をとゑく
らんとくおさまれた業をゑるゆる友ゑうる
孝ゑをとゑうどくが、釈ゑいくぐれ孫の苦と
らけしゑる、虎狼ゑも悔ゑる人となるめゑくて、
ものさまゝゑ、ものゝ山ゑをゑくゑ、ものゝ

仇を死すべき大乃業ハ必中ゐんと決意し、
とぞ奥義を殺りとるさしがれると
ばを引うへ〳〵江戸へ来つゝ主君親を
をとゝ孝ゆく家よりとりいるとゝ仇や義
をするぬ、そゝもゝ主従ハ、赤子ばかりいひ
出ゝ、ゝふうめ〳〵ひけるゝ、表ばかりゝ、乃
ゐゝ〳〵うけれさまゝと内ゝと入人ひを
をを去、父母ばかりひげるゝ、大ふ者ばとゝ
ちび主ゝもゝゝゝびいゝん方ゝゝゝゝ

うゝ〳〵涙のうちゝゝ、主君ふゝ未ふつゝ、今乃人と
ぞ先ゝ、礼謝のゝんゝを出ゝ弱ゝ、行方
ゝゝ〳〵ずゝゝゝ日もゝゝをバ殺ん、なゝ
主〳〵ゝゝゆゝゝ、赤子ゝ幸のやゝゝゝゝ
ゆゝゝ人ひ孝心ゝゝゝゝ、我ゝ乃孝ふゝ
来原ゝゝゝゝ、まゝの策ゝうゝゝゝ、ゝ
のゝ、年ゝずゝゝ修ひいゝゝ孝ゝゝゝ、
幼ゝゝのゝゝゝ、宮ゝゝゝ、清廉ゝ
の根下〳〵ゝゝゝゝゝゝ、後報ゝ

くかの人うひハ偽ることの有りて、言ふ所乃至
子をうむ。しかるに清ハ十年病て
死し、その妻子、ことごとく家と名のり、限と家業へ
いはハ紙をひさぐふ、ことさらに人となりくに
おくよ、人ぐのあるべきうハ人うの恥ハ孝子不恥く
業とやめんと改出家して、なをさらに釈乃
冥福を除し、ふ孝の罪を懺し、いまハ小僧
のまねをせるハ、やはくをとることとして、内
さる人うひよハ仏を供ぜれ、名人となりぬ

ぬ、ものひ、二三日ありて、孫ん
ごろにとくとして、をしとなる、嗚呼、
かるるものとやくハ、誠ら感性せば、人乃
性の善なる知し、性なるの分るこというぐ
小巽自素ま安んじて、悪人となりて、
ならべんや、
○宇治文侯孔極、衛井某といる人、ものの
つくく迫し、後、剃髪し、亡父の冥福をく大坂
ものからしうど、世ものの業なく、菩提せ

おりふしさきよおるるに、新町のげいこ、何とら
いる女を、こを出ひ、身の上話るを、はぞ〳〵身
うるゝ〳〵ふかの乃女あるを、こゝ、我ゆふるもな
ひ、十年ぐらいのかぞやるひ、をこゝ、うくはの
へるふ、福井をはのるを、をこゝく分まるしか
ば、ゝうおさ免のるを、ゝ、ゝいかを、ゝ物大小二
刀及ふ他の紙、ゝの人話身身ゝおさ〳〵ゝを、
残ど有ゝ〳〵ゝ行る子忍の方とゝ中ゝづゝの
ら八角ぐ福井が追福乃るものゝ、祐んごろ

よるゝ〳〵ゝと福井をゝ〳〵紀〳〵人余ゝるゝ
ゝゝくゝの女乃ゝを、ゝと、ゝく感ぞる、おりふに
ゝの女、きゝを福井乃恩とうけゝるのあり
て、こを熱ひとなせしゝるのるゝ乃ど、凡ゝの
ゝゝもゝ〳〵ハゝゝかゝど、ゝゝ紀恩とゝゝ〳〵人な
ゝとゝゝ、こを妻へ寄ゝゝるゝ時ゝのぞゝてハい
ゝぐゝゝるゝゝるゝのゝんや、ゝるゝを久〳〵く
ゝゝはゝゝく乃るひふげ、ゝ物ゝゝぐゝくこを
るゝをゝるゝをゝるゝく、御食ど、ゝ名ゝるゝ、ゝん

ごろつきもしくものどもまたに義をとる
利をとるものゝ多くは堂ゝたる家をまもり
く、佐中の輩とてべく一しか感嘆ゝ、
いやしき女子などを、手形ひかとゝふとし、凡女
ゝるの、絵つくりをなすべさるものゝ、
○両る七月、七出川寺町ゝ某といる人
の方へ、但るの乃ゝ
やうのかゝりに、呆俵のうちひと、業とする人
やゝとふゝ、祥〳〵ゞ、母なしかと

ひゝとゝいふまのの人ゝ、我ハゝと京乃生ル
ゝくゝとゝ、ゝ上ゝ但るの農家ゝ、雲子
ふりゝゝ、中年多けし後、分のゝ行ゝ
しゝ、伊のゝ実の又母ゝ、一ゝ死あひて
と、朝夕ゝひゝ、ゝ家ゝの義とも
死ゝいひもいぞ、ゝ友ぐち一人と
ゝ、京都ゝのぼぐさ用ゝ、幸と
ゝ、ゝのかゝと京ゝ、七条とゝ、ゝ旅
ゝ、知ゝとひさ、二ゝなゝ

ぶも、りとうの父の名をも所もあらず、たゞ俵藤
きなふ人とゆうのみうく、主人を尋ぬる為
知やうぞるハ、ところをとて、涙をうかべていつる
ありくるやハ、萬実乃人なれバ、ふく行ふしを、
ゆすけるを、忍びぞ、こゝかとゝろとゝふゆゑ、
ゆゑを、糠とあさるふりのゝ出あひなれバ、をう
といひて、りやを、ゆるを、御車を今
出川なる所ゝ、住ゆや市者とゆる米俵荷ぞ
うるものなり、住ゆゝ、ゝ住ゆゝ

出ゝ人ゝくもやあるんうといつるを、たゆうを、が
の人をとうるひ、住ゆやゆ住ゆゝ、ゝ
市者ゝこのがとうの病ゝ、妻ハ用るあ
ゆゝくおりいで、主ゝ兄弟三人ありくゝとと
ゆゝ、いそぎ母とゝび来ていろくゝうの行来
意ゝにちゞひるゝ、符合するゆゝうの父ふ
もあるゝ先、祝る兄弟来ゝ和はゞゆくゝ乃對面さ
ゞ死の結びいふもゝなのゝを夜ハそこゝゝる
ゝ所ゝ分りゝやハ浦ぬ、翌日うの老ゝうゝ

七條の龍華寺に友を尋ねて朝ハが
のりのを大坂へとゝとゝひ行んと約やくふつゝく
るゝ迄さとまちゝやどりすいひとゝく
とゝを大坂へとりしとゝるゝ、おをふりハを友こ
を大坂ゝ用ゝ行ゝを、ゝゞ分ハちゝけまバ友ざ
ちの大坂の用をゝゝの〳〵出ゝりつゝくべきゝ日数をゝ
うゝく、ゝゝゝも國に帰ゝゞ、其間ハ京ゝゝゝゞ
まゝ、親兄弟ゝゝを丸く左んと、まゝを引ゝ
しゝく但ゝ爲ゝゝ父ゝ病をゞゝ

危急とゝえ〳〵ゝばいろ〳〵伯病〳〵祈んゞ後
ゝつゝ〳〵ゝゞ、ゝゝゝ空くなゝぬゝゝのゝハ、
ゝゝゝ悲哀ゝ、ゝゝゝゝ数の隔りを
色〳〵ゝゝゝゞ仏ゝゝゝゝ
ゝゝ、ゝゝふ親ゝ名ゝ
ゝゝゞる親ゝめゞゝひ、ゝふゝ父の紙馬
ゝ伯〳〵ゝゝ、ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
論ふゝ少〳〵ゝゝる人余にゝゝゝる、仏ゝの人
乃名を記ざるハゝゝみゝゝ仏ゝのゝ父を、が

のるは實父母をうらふ、やつかるる心を感じ、
京母をうしなふ、伊勢の系　京をも、京へ出しを、
父母をうづのさやんとおりひきをしに、ほうずず
もたとをしを友人をうしなひ、用るのうをく係み
上京せしをうとをうをく行るを四年のぼりなば
をうひ母をハめづるを行ふをも父をぞよ対まるの
しを後をうぶいうぞるうをしをしをうをうをみ
なるぞをうふ命乃をうをふあるをすを浮をう殊ち
らるも所をもをうぞる秋ふめづるのひ、及をを

友大坂をのりしをを、ぜひをくをのもやぶ、まを組る
やをうをうしを友父乃死をもひるるをどを、
うを者乃をうをん所古語のごく天地をを
を祓け、免神をもうを後をせをぬをりの
をうをん、六矢ふうをををいぶしし、
○藻堂侯乃財内伊州あをごえはぜをいふ所ふ
すをうふ中村を三をうをいるハ代官のを紀人を
を同役を人をの若役料ををを、涙をとりを
せをを出るをををゆるを言二男ぞをう乃

地を、六人ゝく支配するゆゑ、六人役の中
より、一人三十石ゝ取ゝ、ひとりのあり、時家
をたぐるゆゑ、必ずしも人貧窮なるおかしといひ伝
へ、ゆゑ、ばかりにあらず、ひとり、全人ゝ、ちからと
うしとゝ、ゝくしたゝゆゑ、三十石八年ゝ貧民ゝ
領ちかど十三年かど勤しゝぶ、ばかりゆゑ
貧人ゝゝゝゆゑ、家ともゝ栄ゝ、人多
くゝゆゑ、ゝくゝ、為世侯ゝゝのゝゆゑ
と学ゝ威ぜゝの、全百姓をゝまひて賞

罰しゝゝまふゝゝゝ、ゝ、ゝ倫ゝうゝて、御奏
ゝゆゑ、ゝ、法ゝゆゑ木綿乃報を義すゝゝ乃は
といふゝを示同し、彼ゝに、釈ゝんのゝひ来ゝゆゑ、
必ゝゆゑ人貧ゝと、ゝ、支配の民を懲ゝ
すふゝゆゑ、かゝのゝくハ世を金紙を杉むゝゆゑ、
さ小ばゝ発ぐゝをゝうけて、母ゝをゝる人縣し、
み拍ゝ法と行ぐゝ、ゝゝつゝゝ高後一同し
て、土地神乃祠の例み、ふゝ祠を建、與ゝゝゝ神
と称しゝふゝゝみ法ゝゝゝゆゑなりぬゝゝ釈教

の人京より帰りしく、時の俗語りしく、行る人余ゝ
らず、八月十一日のなるゆゑ、六十八歳
ゝ四五年およ孫ゝもゝとる、行くゝの人人
とめぐむの涼り、あゝ、おま絲くを化を被り
りの行くゝ、生祠まゝを、水母を名の付る、
なる人ゝゝ、積善の報意せしまゝ、を妙人
をゝくゝんと奥部やむ、六十百世の師ゝゝい
ふべきゝのゝんゝ、

思齊漫録　上巻終